

# 行政経営会議 事業書

開催日：令和7年11月21日（金）

担当課：未来政策部 政策総務課 財政課

件 名：大和市寄附条例及び大和市基金条例の一部改正について

提出理由：大和市寄附条例及び大和市基金条例を一部改正するにあたり、その内容について了承を得るため。

## 内 容：

### 1. 背景等

- ・市民や企業から多くの寄附がある中で、使い道等に関するルールを明確に定めるため、本市は平成19年に「大和市寄附条例」（以下「寄附条例」という。）を制定した。また、これに併せて「大和市基金条例」の全部改正を行った。
- ・現行の寄附条例は、寄附を市民参加の一形態と捉えた制度設計となっており、寄附者の意向を把握できるように細分化して使途を設定している。
- ・しかし、条例制定当時と比べて行政課題が変化していることから、使途を見直し、持続可能な財政運営に向けて自主財源である寄附をさらに有効活用できるようにする必要がある。
- ・また、ふるさと納税制度の国民への急速な広がりを受け、本市も令和3年1月から返礼品の贈呈を伴う寄附の受入れを開始したことで、寄附総額に対し市外在住者からの寄附の割合が大きくなっていることにも対応する必要がある。

### 2. 改正に向けての考え方

- ・これまでの篤志家からの寄附や、ふるさと納税制度の趣旨たる「自治体＝大和市を応援する」目的でなされた寄附について、積極的かつフレキシブルな活用が図れるよう、寄附を活用する事業及び寄附金を管理する基金を見直す。

### 3. 改正内容

#### (1) 大和市寄附条例

- ・目的規定において、市内外からの寄附の活用を図る内容に改めるとともに、「本市の持続可能な発展に寄与すること」を新たな目的として加える。
- ・寄附を活用する事業を再編するとともに、それぞれに対応する基金をわかりやすく示す。
- ・再編後の寄附を活用する事業は、新たに設置する「大和市応援基金」で管理するように規定する。
- ・寄附者が寄附の活用先をより限定したい場合に、その希望に応じて現年度の事業費への充当を柔軟に実施できるように規定する。
- ・市が今後クラウドファンディングを実施することを視野に、使途を指定した寄附募集を可能とする規定を加える。

#### (2) 大和市基金条例

- ・現行の基金を再編し、新たに「大和市応援基金」を設置する。
- ・寄附を活用する事業として新設する「市民生活・商工農・まちづくり事業」との混同を避けるため、既存の「まちづくり基金」の名称を「施設整備基金」に改める。
- ・附則において、廃止する基金は、令和8年9月30日までは存続するとともに、同日後に残存する現金及び有価証券は「大和市応援基金」に編入する旨を規定する。

## 経 過

H19.4 大和市寄附条例施行  
大和市基金条例（全部改正）施行  
R 3.1 本市で返礼品の贈呈を伴う寄附（ふるさと納税）の受入れを開始

## 今後の予定

R7.12～R8.1 意見公募手続  
R8. 1 教育委員会への意見聴取  
R8. 2 議案提出  
R8. 4 改正条例施行